令和 6 年度　事業報告

１．事業概要

横手市では、全国平均を上回るスピードで、人口減少と高齢化率が推移している中、シルバー人材センター事業は、若年層世代が安心して子育てや就労できる環境を高齢者世代が支えるため、さらに地域を支える貴重な働き手として、大きな役割を果たしております。

令和６年度、我々横手市シルバー人材センター（以下「センター」という。）は、働く意欲と能力のある会員とともに、就業とボランティア活動などの社会貢献活動を行ってまいりました。センターにとって、会員拡大と就業拡大は最重要課題と捉え、積極的に取り組みました。

会員拡大については、様々な手法で会員募集をしたところでありました。新入会の人数は昨年度より２３人増加しましたが、退会会員数が多く会員数は昨年度より減少となりました。事業実績については、受託事業は昨年度とほぼ同様の就業延べ人員数となりましたが、派遣事業は過去最高の事業を推進することが出来ました。

横手市をはじめ関係機関のご指導ご支援、地域の皆様のご理解ご協力をいただきながら事業の推進をできたことに、深く感謝いたします。

２．事業実施状況

① 会員拡大と就業機会確保による人手不足解消支援

会員拡大と就業機会確保は、センター運営の両輪となる重要な課題であり、どちらについても積極的な推進に努めてきたところであります。

会員拡大としては、センター会報やホームページに入会説明会の記事を掲載し、説明会を毎月２回の定例で開催した他、ハローワーク横手でのハローワークセミナーの開催、冬季間の随時説明会開催で、センターを通じた社会参加希望者を逃すことなく入会を勧める体制で、入会者の増加に努めました。市民の皆様に我々センターの活動を認知していただくため、横手市役所一階の市民窓口のモニターを利用した広告やインターネット上でのＷＥＢ広告を行ったところであります。また、未就業会員に就業情報を発信するとともに、個別に電話相談等で会員継続を勧めました。

就業機会確保としては、会報、リーフレットの活用、公共施設等へのパンフレット設置、ホームページによる普及啓発など様々な機会を通じて宣伝活動を行ってまいりました。就業機会のさらなる開拓のため、センターの会員並びに専門部員、地域推進員、役職員が一丸となり進めてまいりました。

② 労働者派遣による就労支援と職業紹介による人手不足解消支援

労働者派遣事業（以下「シルバー派遣」という。）については、企業訪問や地方自治体へリーフレットによる周知活動を行い、更なる事業の推進を行ったところであります。ハローワークに求人を出すことによって、新たな会員の獲得とマッチングを行うことが出来ました。

職業紹介においても、適正な形での事業推進を行うことが出来ました。

③ 行政との連携による地域課題解決に向けた取り組み

我々センターは、横手市の全地域に会員がいることで、市役所の各地域局・各部署における労働力需要に対し、誠意をもって就業という形で応じてまいりました。横手市の高齢化・過疎化・人手不足などの課題解決の一役を担ってきたところであります。

公共施設でサービス分野の仕事をしている会員に、来訪者に気持ちよく施設を利用してもらうにはどうあるべきかという課題で、更なるマナーアップに取り組んでもらうための研修会を開催しました。就業会員がそれぞれの仕事において活かし就業しています。

④ 適正就業ガイドラインに沿った法令順守の徹底

公益法人として労働関係法令はもとより諸規定や適正就業ガイドラインは、センター会員の働

き方に係る重要な指針であり、会員に法令遵守の徹底を図ってきました。公正な就業機会の提供により、共働・共助の理念のもとローテーション就業を取り入れてきました。結果として、受託事業で受けられない仕事を派遣事業で引き受けし、センターになじまない仕事については発注者との協議により契約解除などを行ってきました。

⑤ 安全就業徹底と交通事故防止への取り組み

安全就業は、シルバー事業の原点であり、「安全はすべてに優先する」を基本として、事務局だよりやＳＭＳ、会員専用サイト Smile to Smile で常に事故を起こさない就業を徹底するよう周知してきました。しかしながら、今年度も傷害事故、損害事故が発生してしました。

傷害事故については、虫刺されや蜂刺されという傷害でありました。また、夏場の熱中症に対しては、会員自身が暑さ対策に高い意識を持ち、予防対策の徹底に取り組んだため、無事故でした。

損害事故については、作業内容の確認や巡回活動を通じ、安全・適正就業基準を徹底するよう取り組んできましたが、事故をゼロにすることはできませんでした。特に、草刈り作業の対策として、作業する会員に対し作業期間前の注意喚起のお知らせを行ったところでしたが、残念ながら事故が発生したため、飛石に対する注意喚起のための講習会、飛石の少ない機械購入を進めるための助成金制度の設置、安全就業徹底のための集会などを行ったところでした。

会員の健康を維持するため、定期健康診断励行による健康管理と健康講座の開催、事務局だよりでの啓蒙により、会員健康意識の高揚を図りました。さらに、秋田県内では、高齢者の交通事故が無くならないことから、通勤途上や就業上の交通安全と転倒防止について、特にお知らせしてきました。シルバー派遣で運転業務を行う会員は、秋田県シルバー人材センター連合会（以下「県シ連」という。）によりブラッシュアップ講習を受講しました。

⑥ 秋田県シルバー人材センター連合会との強じんな連携と専門部会活動の充実

〇県シ連との強じんな連携

県シ連と連携し、高齢者活躍人材確保育成事業で実施している入会前の就業体験や職場見学では、昨年度を超える参加者に体験していただき、入会につなげることが出来ました。また、シルバー派遣については、より一層の事業の推進を行ってきたところです。

今年度、同事業として県シ連主催で初めて開催された県南地区シルバーフェアに、当センターも協力し、湯沢市での開催でありましたが、横手からの来場者も多く、センターの周知に大いに貢献していただきました。

安全衛生研修で学んだ、草刈り事故事例から考える安全対策をもとに、草刈り安全集会で安全の徹底、草刈り作業の危険性を認識してもらうよう注意喚起しました。

〇専門部会活動の充実

四部の専門部会がそれぞれの活動を通じて、意識啓発・情報提供・普及活動を推進するとともに安全対策と事故防止、女性会員の交流活動等に取り組んできました。

・総務部会　センター会報年２回発行（８月と３月）に向け、センター情報の集約と編集全般に携わった。会報を市内全世帯に発行することで、センターの情報発信や会員募集に取り組んできた。特にシルボンヌインタビューをシリーズ化し、女性会員増に寄与した。

・事業部会　会員の技術向上と入会希望者のセンター活動事前参加を兼ねた剪定と雪囲いの技能講習を開催した。また、入会促進と就業拡大のためのスーパーマーケット前でのチラシ配布を、今年度は女性部会と合同で行ったほか、公共施設等へのパンフレット配置、スーパーマーケットへのチラシ配置を行った。

・安全部会　３回のパトロールを実施し、就業現場における安全就業の徹底、熱中症予防の啓発等等を図るため、指導と改善対策を行った。特に草刈り作業での飛石事故発生により、草刈り安全作業講習会を開催し、事故防止と飛石が少ない草刈機の実技を行い、事故防止についての注意喚起を行った。伐採事故発生に対し、緊急部会を開催し、事故の分析・再発防止策・会員への周知等を行った。

・女性部会　女性会員拡大に向けたスーパーマーケット前でのチラシ配布を、事業部会と合同で行った。また、ポスター掲示を公共施設等に行った。会員が講師になっての講習会を企画し、市民向けに参加者を募集しながら、女性会員拡大と親睦活動に取り組んできた。

⑦ 地域推進委員会による社会貢献活動等の取り組み

今年度の活動は、公共施設等清掃ボランティアの春季活動として４月～６月にかけ８地域ごとの取り組みを行い、２０５人の会員から参加協力を頂くことができました。また、１０月のシルバー人材センター普及促進月間にあわせた秋の公共施設等清掃ボランティア活動については、全８か所で１９６人の参加を頂くことができ、昨年度より多くの会員の参加を頂けたことに感謝申し上げます。

会員の親睦活動として吉田グラウンドゴルフ場においてグラウンドゴルフ交流会を、交流活動として会員交流会をよこてシャイニーパレスで開催し、会員同士の親睦と融和が大いに図ることができました。

今年度で４回目となる善意のボランティア活動は、センターをご利用される福祉施設へ会員から募った未使用タオルを寄付するもので、会員・職員等の協力により市内数施設に寄贈することができ、各施設から感謝していただきました。

公益事業団体である当センターが地域貢献の活動領域を拡げることで、地域の担い手として、明確な社会参加の役割を掌ってきたところであります。

⑧ 新しい契約方法への取り組みと会員デジタル活用の促進

昨年１１月に特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（フリーランス法）が施行されたことにより、取引条件明示などの義務がセンターに課せられております。それに対応するため、会員に対し内容を周知するとともに、情報提供の迅速な対応や利便性向上のため出来るだけデジタルへの対応をお願いしてまいりました。会員専用サイト Smile to Smile への登録を進めるために、講習会や事務所での個別対応により５６％の会員に登録して頂いています。今後も会員に利用してもらうためにコラム等の内容の充実や配分金明細書のデジタル化などを進めているところです。

また、新しい契約方法への取り組みについては、引き続き令和７年度中に取り組んでいく予定です。

ＩＣＴ（デジタル通信手段）の普及が社会的に増大していることから、引き続きセンター業務においても体制整備と会員に寄り添う進め方をしていきます。

令和６年度　事業報告の付属明細書

令和６年度事業報告には、「一般社団及び一般財団法人に関する法律施行規則」第３４条第３項に規定する付属明細書「事業報告の内容を補足する重要な事項」がないため、事業報告の付属明細書は作成しておりません。